

本メルマガは山下税理士に日常業務の中から「間違いやすい・見落としがちな」税務のチェックポイントをQ&A形式でご寄稿頂いたものになります。ぜひご参考になさってください。

### 『質問』

#### 業績悪化改定事由を理由に期間を限定して減額した役員給与

##### 《内容》

関与先のA社（3月決算）は甲グループ企業に所属する建設業者で、令和2年5月開催の定時株主総会では、役員給与の額をこれまでと同額とする決議をしました。しかし、その後親会社から、令和2年3月期に関して無配当となった問題の経営責任を問われたため、令和2年8月に臨時株主総会を開催し、令和2年8月分から6か月間に限って、全取締役の月額役員給与の金額を15%減額する措置を講じる決議をしました。

このような役員給与減額は、定期同額給与に係る業績悪化改定事由に該当するのでしょうか。

### 『答』

本件ケースの役員給与減額は、前期の無配当となったことを理由にするもので、それは令和2年8月分から6か月間という限られた期間について役員給与の減額を決議したものですから、法基通9-2-13にいう「一時的な資金繰りの都合や単に業績目標値に達しなかったこと」と同類の事柄と考えられ、定期同額給与に係る業績悪化改定事由に該当しないと思います。

### (解説)

- 1 法人税法上、定期同額給与は、その支給時期が1月以下の一定の期間ごとである給与（「定期給与」）で、①当該事業年度の各支給時期における支給額が同額であるもの、②その他これに準ずるものとして政令で定める給与とされています（法法34①一）。

なお、②の「その他これに準ずるものとして政令で定める給与」とは、次の改定がされた場合に事業年度開始の日又は給与改定前の最後の支給時期の翌日から給与改定後の最初の支給時期の前日又は当該事業年度終了の日までの支給額が同額であるものとして、(イ)事業年度開始の日の属する会計期間開始の日から3月を経過する日までにされた定期給与の額の改定（いわゆる「通常改定」）、(ロ)内国法人の役員の職制上の地位の変更、その役員の職務の内容の重大な変更その他これらに類するやむを得ない事情によりされたこれらの役員に係る定期給与の額の改定（いわゆる「臨時改定」）、(ハ)内国法人の経営の状況が著しく悪化したことその他これに類する理由によりされた定期給与の額の改定（いわゆる「業績悪化改定」）が挙げられています（法令69①一）。

2 上記(ハ)の「業績悪化改定」については、「経営の状況が著しく悪化したことその他これに類する理由」とは、経営状況が著しく悪化したことなどやむを得ず役員給与を減額せざるを得ない事情があることをいいますから、法人の一時的な資金繰りの都合や単に業績目標値に達しなかったことなどはこれに含まれないと解されています（法基通9-2-13）。

3 一方、国税庁が公表した「役員給与に関するQ&A」（平成20年12月）では、業績悪化改定について、「会社の経営上、役員給与を減額せざるを得ない客観的な事情があるかどうかにより判定することとなり……財務諸表の数値が相当程度悪化したことや倒産の危機に瀕したことだけではなく、経営状況の悪化に伴い、第三者である利害関係者（株主、債権者、取引先等）との関係上、役員給与の額を減額せざるを得ない事情が生じていれば、これも含まれる」としています。

そして、この場合の業績悪化事由に該当する場合の具体例について、①株主との関係上、業績や財務状況の悪化についての役員としての経営上の責任から役員給与の額を減額せざるを得ない場合、②取引銀行との間で行われる借入金返済のリスケジュールの協議において、役員給与の額を減額せざるを得ない場合、③業績や財務状況又は資金繰りが悪化したため、取引先等の利害関係者からの信用を維持・確保する必要性から、経営状況の改善を図るための計画が策定され、これに役員給与の額の減額が盛り込まれた場合を挙げています。

4 以上のような取り扱いなどから検討しますと、本件ケースの役員給与減額は、前期の無配当となったことを理由にするもので、それは令和2年8月分から6か月間という限られた期間について役員給与の減額を決議したものですから、要するに初めから役員給与の金額が元通りに回復することが予定されているものと捉えられます。そうしますと、本件役員給与減額は一見すると「経営の状況が著しく悪化したこと」に該当するようにも思われますが、「やむを得ず役員給与を減額せざるを得ない事情」としての「経営の状況が著しく悪化したこと」とは性質を異にしており、むしろ上記2での法基通9-2-13にいう「一時的な資金繰りの都合や単に業績目標値に達しなかったこと」と同類の事柄と考えられます。

## 〈著者プロフィール〉

山下 徳夫 氏

税理士、長崎県出身、旧大蔵省在職時には、法人税法関係の法律の企画立案事務に従事し、税務大学校教授在職中に公益法人課税・減価償却関係等に関する論文発表。

### ■■■■■ 著作権 など ■■■■■

著作権者の承諾なしにコンテンツを複製、他の電子メディアや印刷物などに再利用(転用)することは、著作権法に触れる行為となります。また、メールマガジンにより専門的アドバイスまたはサービスを提供するものではありません。貴社の事業に影響を及ぼす可能性のある一切の決定または行為を行う前に必ず資格のある専門家のアドバイスを受ける必要があります。メールマガジンに依拠することによりメールマガジンをお読み頂いている方々が被った損失について一切責任を負わないものとします。